



交通ルールを守り、交通事故を防止しましょう

自転車運転のルールを守りましょう

～小さな違反が大きな事故につながります～

☎まちづくり支援課 ☎51-6777

◆自転車も飲酒運転・信号無視は厳禁です。

《その他の禁止行為例》



- ▶スマホ運転（ながら運転）
- ▶傘さし運転
- ▶ヘッドホンなどで大きな音を聞きながらの運転 ※青森県道路交通規則
- ▶自転車の2台並走運転
- ▶夜の無灯火運転
- ▶歩行者の通行を妨げる運転

※路面凍結時や積雪時は自転車の運転を控えましょう。

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

☎十和田警察署警務課 ☎23-3195

◆ドライバーへのお願い

スピードを控えめにし、**早めのライト点灯**で、見ること、見せることを徹底しましょう。また、夜間に対向車や先行車がないときは、**ライトを上向き**にして、危険を早期に発見しましょう。



◆歩行者へのお願い

夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者からよく見えるように、**明るい色の服装と反射材用品の着用**を心掛け「自分の存在をアピール」しましょう。

また、道路を横断するときは、車の動きをよく見て、決して無理をせず安全に渡りましょう。



「反射材キャンペーン」を実施します

☎十和田市交通安全母の会 ☎51-6783

とき 12月15日(木) 午前9時～10時

ところ 青森銀行十和田支店 西側出入り口

内容 LEDライト・反射材・リーフレットの配布

注意!

海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

☎消費生活センター ☎51-6757

冬は海産物がおいしい季節ですが、この時季は、消費者の親切心や同情心に付け込み、電話や一方的な送り付けによる強引な勧誘が多くなりますので注意しましょう。

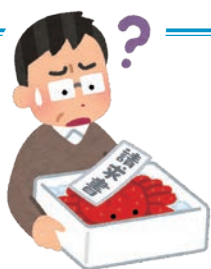
《事業者からの電話勧誘の例》

- ▶新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っているから助けてほしい。
- ▶以前に買ってもらったことがある。
- ▶これを買ってもらわないと困る。

《電話勧誘販売トラブルの例》

情に訴えかけるような内容で海産物の購入をお願いされる

金額に見合わない商品が届く



少しでもおかしいと感じたら相手と話し込まず、きっぱりと断りましょう。

電話勧誘販売の場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメールなどにより**クーリング・オフ**を行うことができます。

また、断ったのに商品が届いた場合は、送り主の住所や名称、電話番号をメモするなどしてから、**受け取りを拒否し、代金は払わないように**しましょう。

トラブルになったときは、一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう。